

資料－４

令和４年６月１０日
奄美大島海区漁業調整委員会資料

くろまぐろに関する令和４管理年度における
鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）

くろまぐろに関する令和4管理年度における鹿児島県知事管理漁獲可能量の運用について（報告）

1 概 要

- ・国から知事管理漁獲可能量の追加配分があったことによる漁獲可能量の変更
- ・「鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業」について、漁獲実績が積み上がったため県留保枠から配分する措置を行ったことによる漁獲可能量の変更
- ・「鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業」の管理区分について、今後しばらくは漁獲可能量の国からの追加配分や他都道府県からの融通が見込めないことから同管理区分を採捕停止措置

2 国追加配分の配分

(1) 小型魚（30kg未満）

①配分根拠

鹿児島県資源管理方針別紙1－4（別紙1）に準ずる（当初配分の比率で配分）。

②R4管理年度の当初配分比率

定置漁業：その他の漁業＝72：28

③国からの追加配分量と各管理区分への配分

ア 国からの追加配分量：2.2トン

イ 各管理区分への配分

定 置 漁 業：1.6トン

その他の漁業：0.6トン

④変更後の数量

（トン）

管理区分	現 行	変更後
鹿児島県定置漁業（上半期）	4.6	6.2 （1.6トンの追加）
鹿児島県定置漁業（下半期）	4.6	4.6 （変更なし）
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（上半期）	0.9	1.5 （0.6トンの追加）
鹿児島県その他のくろまぐろ（小型魚）漁業（下半期）	2.7	2.7 （変更なし）
県留保枠	1.4	1.4 （変更なし）

※上半期の未利用分は、下半期に繰り越す。

(2) 大型魚（30kg以上）

①配分根拠

鹿児島県資源管理方針別紙1－4（別紙1）に準ずる（当初配分の比率で配分）。

②R4管理年度の当初配分比率

定置漁業：その他の漁業＝55：45

③国からの追加配分量と各管理区分への配分

ア 国からの追加配分量：1.2トン

イ 各管理区分への配分

定置漁業：0.7トン

その他の漁業：0.5トン

④変更後の数量 (トン)

管理区分	現 行	変更後
鹿児島県定置漁業	4.4	5.1 (0.7トンの追加)
鹿児島県その他のくろまぐろ(大型魚)漁業	3.6	4.1 (0.5トンの追加)
留保枠	0.9	0.9

3 県留保枠の配分（「鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業」のみ）

(1) 「鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業」の漁獲状況

4,794 (kg) (R4/4/25時点)。

(2) 県留保枠配分の考え方

「鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業」の管理区分は、上記変更後の数量（4.1トン）でも0.7トンが不足する状況にあることから、0.7トンを県留保枠から同管理区分に配分する。

(3) 県留保枠配分後の数量 (トン)

管理区分	追加配分後	留保配分後
鹿児島県定置漁業	5.1	5.1 (変更なし)
鹿児島県その他のくろまぐろ(大型魚)漁業	4.1	4.8 (0.7トンの追加)
県留保枠	0.9	0.2 (0.7トンを配分)

4 「鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業」管理区分の採捕停止

「鹿児島県その他のくろまぐろ（大型魚）漁業」の管理区分について、今後しばらくは漁獲可能量の国からの追加配分や他都道府県からの融通が見込めないことから同管理区分を採捕停止とした（令和4年5月13日付けで県公報において告示）。

鹿児島県資源管理方針（抜粋）

（別紙 1－4）

第 1～2 略

第 3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね 1 割を本県の留保とする。残りのおおむね 9 割を平成22～24年漁期の漁獲実績の平均値の比率に応じてそれぞれの知事管理区分に按分することを基本としつつ、可能な限り直近の漁獲実績を反映するものとする。過去にいずれかの知事管理区分の対象とする漁業において漁獲可能量の超過等が生じたことにより、それ以外の知事管理区分の対象とする漁業に不利益が生じた場合は、後年の管理年度において当該不利益が解消されるよう配分量を調整する。

管理年度中に、国からの追加配分等により本県の知事管理漁獲可能量が増加した場合は、上記の配分基準に準じて当該増加量を配分する。

本県定置漁業又はその他のくろまぐろ（小型魚）漁業において、上半期の漁獲可能期間が終了した時点でそれぞれの漁獲可能量に残余があることが明らかになった場合は、残余の数量を速やかに確定させ、上半期の漁獲可能量から当該残余量を差し引き、それぞれの下半期の漁獲可能量に当該残余量を加える。また、上半期にそれぞれの漁獲可能量を超える採捕があった場合は、下半期のそれぞれの漁獲可能量から当該超過量を減ずる。

留保については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況、法第124条第 1 項の協定の実施状況等を踏まえ、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

以上の基準に従って漁獲可能量を各知事管理区分に配分した結果、各知事管理区分における漁獲可能量に変更が生じた場合は、変更後に開催される鹿児島、熊毛及び奄美大島海区漁業調整委員会に報告するものとする。

（後略）